

日本学術会議法の一部を改正する法律の概要

平成16年4月
日本学術会議

「日本学術会議の在り方について」（平成15年2月26日総合科学技術会議意見具申）等を踏まえ、以下のような改正を行う。

1 会員制度の改革

(1) 会員選考方法の変更

個別の学協会の利害にとらわれない政策提言を行うことができるよう、会員選考方法を登録学術研究団体を基礎とした推薦制から、日本学術会議が会員候補者を選考する方法に変更
(初回会員のみ日本学術会議会員候補者選考委員会による選考)

(2) 定年制の導入・再任の禁止

会員構成の硬直化・高齢会員の増加による組織活動の停滞を避けるため、70歳定年制を導入、任期を3年（3回まで再任可）から6年に延長する代わりに再任を禁止

(3) 半数改選制の導入

会議としての継続性の確保のため、全会員の斉改選から3年ごとの半数会員の改選に変更

2 内部組織の改革

(1) 部の大括り化

新分野・融合分野の出現に柔軟・的確に対応できるよう、現行の7部制を「人文科学、生命科学、理学及び工学」の各分野を中心とする3部制に改組

(2) 連携会員の新設

緊急の課題や新たな課題を調査審議するなど、会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う連携会員を新設

(3) 幹事会の設置

機動的な活動を確保し、総会主義の弊害の排除のため、現行の運営審議会を幹事会に改組し、職務・権限の一部の委任を可能

(4) 副会長の増員

会長の補佐機能を強化し、国際交流・協力に対応するため、副会長1人を増員

3 内閣府への移管

内閣総理大臣の下、総合科学技術会議と連携して我が国の科学技術の推進に寄与

〔日本学術会議：科学者の意見を幅広く集約して政策提言〕
〔総合科学技術会議：直接に科学技術政策を形成〕

4 施行日

平成17年10月1日

〔ただし、初回会員の選考に係る部分は、公布の日(平成16年4月14日)〕
〔内閣府への移管に係る部分は、平成17年4月1日〕